

斎場使用料補助金について

管外の斎場を使用し、管外使用料金を支払った場合補助金が交付されますので、対象になる方は申請をお願いします。なお、一時管外使用料金を全額支払っていただき、補助金申請・請求後に市より補助金を交付します。

- 補助対象者 斎場使用申請者または死亡者が下野市民の場合、対象となります。
下野市民以外の方が亡くなった場合、斎場使用申請者が下野市民であれば、対象となります。
- 補助対象施設 全国全ての斎場での火葬及び待合室が対象になります。
「宇都宮市 悠久の丘」「小山聖苑」に関しては式場、控室、霊安室等も補助対象となります。
- 補助額 **火葬場** 使用した斎場の管外使用料から小山聖苑管内使用料(5,000円)を差引いた額とし、58,800円が限度となります。
待合室 使用した斎場の管外使用料から管内使用料を差引いた額とし、16,050円が限度となります。
式場・霊安室・控室 使用した斎場の管外使用料から管内使用料を差引いた額となります。
- 補助金申請 斎場を使用した月の翌月末日までに各庁舎の市民課窓口または環境課に申請をお願いします。
管外
石橋地区の方は、全ての斎場が管外になります。国分寺・南河内地区の方は、小山聖苑以外の斎場が管外になります。

平成20年度下野市のごみ収集量等について

平成20年度下野市のごみ収集量等の実績を地区別に示しました。今後も一層の減量化・資源化にご協力ください。

■南河内・国分寺地区

【家庭ごみ】

(単位:トン/年)

【事業系ごみ】

(単位:トン/年)

区 分	平成19年度	平成20年度	比較増減
燃やせるごみ	4,801	4,831	30
不燃ごみ	871	890	19
資源物	2,070	1,864	206
びん・缶・ペットボトル	600	532	68
新聞・ダンボール 雑誌・紙パック・古布	1,470	1,332	138
ビニール・プラスチック	837	805	32
粗大ごみ	29	29	0
乾電池	24	18	6
アスベスト含有物	46	43	3
蛍光管	3	3	0
合 計	8,681	8,483	198

区 分	平成19年度	平成20年度	比較増減
燃やせるごみ	763	780	17
不燃ごみ	52	53	1
資源物	33	15	18
びん・缶・ペットボトル	33	15	18
新聞・ダンボール 雑誌・紙パック・古布	0	0	0
ビニール・プラスチック	114	99	15
粗大ごみ	1	1	0
乾電池	0	0	0
アスベスト含有物	0	0	0
蛍光管	0	0	0
合 計	963	948	15

■石橋地区

【家庭ごみ】

(単位:トン/年)

【事業系ごみ】

(単位:トン/年)

区 分	平成19年度	平成20年度	比較増減
燃えるごみ	4,658	4,634	24
不燃ごみ	118	117	1
資源物	1,017	965	52
びん・缶・ペットボトル	331	314	17
新聞・ダンボール 雑誌・紙パック・古布	686	651	35
粗大ごみ	38	33	5
有害ごみ	22	17	5
合 計	5,853	5,766	87

区 分	平成19年度	平成20年度	比較増減
燃えるごみ	1,316	1,079	237
不燃ごみ	3	3	0
資源物	17	11	6
びん・缶・ペットボトル	17	11	6
新聞・ダンボール 雑誌・紙パック・古布	0	0	0
粗大ごみ	3	1	2
有害ごみ	0	0	0
合 計	1,339	1,094	245

◇家庭ごみ1人当たりの排出量

(単位:g/人/年)

◇1人当たりのごみ処理経費(事業系含む)

(単位:円)

	平成19年度	平成20年度	比較増減
南河内・国分寺地区	615	602	△ 13
石橋地区	765	754	△ 11

	平成19年度	平成20年度	比較増減
南河内・国分寺地区	10,794	10,715	△ 79
石橋地区	6,114	6,656	542